

周健増諮第 1 号
平成 23 年 2 月 3 日

周防大島町国民健康保険運営協議会
会長 中 元 みどり 様

周防大島町長 椎 木 巧

周防大島町国民健康保険事業の運営に関する諮問について
周防大島町国民健康保健運営協議会規則第 6 条の規定に基づき、下記事項についてご審議を頂きたく諮問いたします。

記

- 1 . 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 2 . 周防大島町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の制定について
- 3 . 周防大島町特定健康診査等実施計画の一部変更について
- 4 . 平成 23 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算案について

諮問議案第 1 号

周防大島町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり、周防大島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議会に提案することについて、周防大島町国民健康保険運営協議会規則第 6 条第 2 号の規定に基づき意見を求める。

周防大島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

周防大島町国民健康保険条例(平成 16 年周防大島町条例第 111 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「35 万円」を「39 万円」に改める。

附則第 5 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

周防大島町国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>略 (出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>39</u>万円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 ~ 4 略</p>	<p>略 (出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>35</u>万円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 ~ 4 略</p> <p>(平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p><u>5 被保険者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「35 万円」とあるのは、「39 万円」とする。</u></p>

諮問議案第 2 号

次のとおり、周防大島町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱を定めることについて、周防大島町国民健康保険運営協議会規則第 6 条第 2 号の規定に基づき意見を求める。

周防大島町告示第 号

周防大島町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

周防大島町長 椎 木 巧

周防大島町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)

第 44 条第 1 項に基づき、周防大島町国民健康保険の一部負担金(高額療養費に該当する場合は自己負担限度額をいう。以下同じ。)の減免及び徴収猶予(以下「減免等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 同一の住居に居住し生計を一にしている者は、原則として同一世帯として認定する。なお、住居を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは同様に認定する。
- (2) 実収入月額 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額で、減免等を受けようとする被保険者の属する世帯の減免等の申請書提出した日(以下「申請日」という。)の属する月から 3 か月間の収入月額の平均見込み額をいう。
- (3) 基準生活費 生活保護法により保護基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)により基準生活費で、金銭給付を目的とする扶助のうち、一時扶助を除く生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準の合計額をいう。

(対象となる一部負担金)

第 3 条 この要綱により減免等の対象となる一部負担金は、入院療養に伴う一部負担金(退院と同月内の外来に要する一部負担金を含む。)とする。

(徴収猶予)

第 4 条 町長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又はその世帯に属する者が次

の各号のいずれかに該当し、一時的にその生活が著しく困難になった場合で必要があると認められるときは、その申請により3カ月以内の一部負担金につき6箇月以内の期間徴収猶予することができる。

- (1) 震災、風水害、火災又はこれらに類する災害(以下「災害等」という。)により家屋に甚大な被害を受けた場合で、当該家屋の住居部分の価格に対する当該損失金額(保険金、損害賠償金等により補てんされる場合は、その金額を除く。以下同じ。)が、10分の3以上10分の5未満の被害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁若しくはこれに類する理由により収入が減少した場合又は疾病等やむをえない事情で事業若しくは業務の休廃止若しくは休職や退職等により収入が著しく減少した場合で、その対象世帯の実収入月額が基準生活費の1.2を乗じて得られる額を超え1.3を乗じて得られる額以下であり、6箇月以内に資力が回復し徴収猶予した一部負担金を納付することが可能であると見込まれ、世帯に属する者が利用し得る資産のすべてについて活用を図っており(当該資産のすべてが生活上の必需資産であること等により当該資産の活用が図られない場合を除く。)また、世帯に属する者のうち労働能力を有するすべて就労している(やむを得ない事情があると認める場合を除く。)とき。

(減免)

第5条 町長は、一部負担金の支払い義務を負う世帯主又はその世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当することにより、一時的にその生活が著しく困難となった場合で必要があると認められるときは、当該各号に定めるところにより一部負担金を減免することができる。

- (1) 災害等により、家屋に甚大な損失を受けたとき
 - ア 当該家屋の居住部分の価格に対する当該損失金額が10分の5以上10分の7未満の被害を受けたときは、一部負担金の5割を減額する。
 - イ 当該家屋の居住部分の価格に対する当該損失金額が10分の7以上の被害を受けたときは、一部負担金を免除する。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁若しくはこれに類する理由により収入が著しく減少した場合又は疾病等やむをえない事情で、事業若しくは業務の休廃止若しくは休職や退職等により収入が著しく減少した場合で、世帯に属する者が利用し得る資産のすべてについて活用を図っており(当該資産のすべてが生活上の必需資産であること等により当該資産の活用が図られない場合を除く。)、かつ、世帯に属する者のうち労働能力を有する者がすべて就労している(やむを得ない事情があると認める場合を除く。)とき
 - ア 対象世帯の実収入月額が基準生活費に1.0を乗じて得られる額を超え1.2を乗じて得られる額以下となった場合は、一部負担金の5割を減額する。
 - イ 対象世帯の実収入月額が基準生活費に1.0を乗じて得られる額以下となり、

かつ、預貯金が基準生活費の3箇月以下の場合、一部負担金を免除する。

(減免等の申請)

第6条 減免等を受けようとするときは、世帯に係る申請日以前の納期到来分の国民健康保険税(以下「国保税」という。)を完納又は未納分の国保税について完納が確約されていることを条件とし、あらかじめ減免対象者の属する世帯の世帯主が次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、徴収猶予を受けようとする者で、急患その他緊急やむを得ない特別の理由があるものは、申請書等の提出することができるに至った後、直ちにこれらを提出することをもって足りるものとする。

- (1) 一部負担金減免・徴収猶予申請書
- (2) 医師の意見書
- (3) 生活状況申告書
- (4) 世帯の収入及び資産状況申告書
- (5) 調査同意書
- (6) その他申請理由を証明する資料

2 第4条に規定する各号及び第5条に規定する各号のうち、2つ以上の規定に該当するときは、いずれか1つについてのみ申請できるものとする。

(減免等の決定等)

第7条 町長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、速やかにその結果を文書により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に際して申請を行った世帯主及び当該世帯に属する者が非協力的又は消極的であるため事実確認ができないときは、申請を不承認とすることができる。

3 一部負担金の減免は、減免申請書に記載のある傷病に対して減免期間は原則として3箇月以内とする。ただし、3箇月を超える場合は、必要に応じて生活保護担当と連携を図るなど適切な措置を講ずる。

4 町長は、減免等を承認した時は、当該世帯主に周防大島町国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書(様式第1号)を交付する。

5 前項の証明書の交付を受けたものが、保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に前項の証明書を添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(他法他制度の活用)

第8条 他の法律や制度の適用を受けることにより、一部負担金の減免等の措置を受けなくても済むと推定されるときは、町長は、まずその活用を図るように指導しなければならない。

2 前項の指導に従わないときは、町長は、減免等の申請を不承認とすることができる。

(減免等の取消し)

第9条 町長は、減免等被決定者の世帯主等から減免等の辞退の申し出があった場合のほか、資力その他の事情の変化により減免等を受けることが適当でないと思えたときは、当該事情の変化があったとき以後の期間について当該決定を取り消すものとする。

2 町長は、減免等被決定者の世帯主が、虚偽の申請その他不正な行為により減免等の決定を受けたことが明らかになったときは、当該決定を取り消すものとする。この場合において、減免等の決定により支配を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

3 町長は、前2項の規定により取消しを決定したときは、当該世帯主及び当該保険医療機関に、文書にて通知するものとする。

(申請書の様式)

第10条 この要綱の規定に定めのない申請書等の様式は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(表 面)

周防大島町国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書

年 月 日

周防大島町長

印

周防大島町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり証明する。

記

被保険者証 記号番号	傷病名
	発病又は負傷年月日
山 15 -	年 月

		日	
療養の給付を受ける者の氏名及び生年月日			
氏名 _____		生年月日	年 月 日
世帯主氏名		世帯主との 続柄	
減 額 免 除 徴収猶予	割合 期間	割 箇月	
摘 要			

(裏面)

(被保険者の皆さまへ)

- 療養の給付を受ける際、この証明書と周防大島町国民健康保険被保険者証を必ず保険医療機関へ提出してください。
- 周防大島町国保に償還請求をするときは、すでに支払った一部負担金(保険診療分)の免除相当分について、領収書・被保険者証・印鑑・通帳とこの証明書を持参して、周防大島町本庁又は支所・出張所で申請を行ってください。
- 領収書は1ヶ月分の保険診療分と保険外診療分(自費等)の内訳が明記された領収書をもってください。
- 町外転出等により周防大島町国保の資格を喪失したときは、この証明書は速やかに返還してください。
- 不明な点は、下記までお問い合わせください。

(医療機関の方々へ)

- 保険医療機関におかれましては、この証明書の提示があった受診者からは、「減免等の別」欄にある区分に応じて、一部負担金を徴収しないか、又は減額して徴収してください。
- 当該受診者が他の医療機関で、この証明書を使用する場合がありますので、受診者本人にこの証明書をお返しください。
- 国保連合会にレセプトを提出する際は、診療報酬請求書等の記載要領に基づき行ってください。
- 不明な点は、下記までお問い合わせください。

周防大島町健康増進課医療保険班(0820-77-5502)

諮問議案第3号

周防大島町特定健康診査等実施計画の一部変更について

次のとおり、周防大島町特定健康診査等実施計画を変更することについて、周防大島町国民健康保険運営協議会規則第6条第2号の規定に基づき意見を求める。

頁	変更箇所	変更後	変更前
8頁	(4) 委託契約の方法、契約書の様式	特定健康診査の実施については、 <u>町立病院を除く大島郡内医療機関は社団法人大島郡医師会と委託契約し、周防大島町立病院は各病院との個別委託とする。</u>	特定健康診査の実施については大島郡内医療機関は <u>山口県医師会と委託契約し、周防大島町立病院は各病院との個別委託とする。</u>
同上	(6) 特定健康診査委託単価及び自己負担	特定健康診査、基本的な健診項目1件あたり <u>7,767円</u> 、詳細な健診の項目、貧血検査1件あたり <u>876円</u> 、心電図検査1件あたり1,365円(平成20年度は未実施)、眼底検査1件あたり1,176円(平成20年度は未実施)、追加する項目、HbA1c1件当たり263円、血清アルブミン1件当たり115円、血清クレアチニン1件当たり115円。 自己負担額は1,500円とする	特定健康診査、基本的な健診項目1件あたり <u>7,746円</u> 、詳細な健診の項目、貧血検査1件あたり <u>887円</u> 、心電図検査1件あたり1,365円(平成20年度は未実施)、眼底検査1件あたり1,176円(平成20年度は未実施)、追加する項目、HbA1c1件当たり263円、血清アルブミン1件当たり115円、血清クレアチニン1件当たり115円。 自己負担額は1,500円とする
12頁	(6) 周知、案内方法	(略) 特定健康診査受診対象者には、毎年受診開始までに特定健康診査受診券を送付することとする。 なお、 <u>原則として特定健康診査受診者全員に対して、医療機関が健診結果について説明し結果票を手渡す。</u>	(略) 特定健康診査受診対象者には、毎年受診開始までに特定健康診査受診券を送付することとする。 なお、特定健康診査受診者全員に対して、 <u>健診結果票を送付する。</u>
16頁	第7章 その他	周防大島町国民健康保険以外の被用者保険被扶養者等の特定保健指導の受託については、今後の国民健康保険事業の実施状況を加味して対応を図ることとする	<u>介護保険法で実施している介護保険生活機能評価については、国民健康保険加入者に対しては、同時に実施することとする。</u> <u>また、周防大島町国民健康保険以外の被用者保険被扶養者等の特定保健指導の受託については、今後の国民健康保険事業の実施状況を加味して対応を図ることとする</u>

諮問議案第 4 号

平成 23 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について

次のとおり、平成 23 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案を定めることについて、周防大島町国民健康保険運営協議会規則第 6 条第 2 号の規定に基づき意見を求める。